

別表 1-3

(3)講習科目の一部免除

受講の免除が受けることができる者	講習科目	範 囲	講習時間	該当コース (別表 2)
1 第 1 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練（旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者 3 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	作業者に対する教育等に関する知識 関係法令	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間 30 分 1 時間 30 分	A
職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種に属する建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間 30 分	

(地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

受講の免除を受けることができる者	講習科目	範 囲	講習時間	該 当 コース (別表 2)
労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）第 1 条の規定による改正前の労働安全衛生法（次項において「旧法」という。）別表第 18 第 5 号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	作業の方法に関する知識	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	5 時間	C
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	30 分	
旧法別表第 18 第 6 号に掲げる土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5 時間 30 分	D
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	30 分	
第 1 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる者並びに職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号) 別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5 時間 30 分	E
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分	
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間 30 分	
職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質	5 時間 30 分	F
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間 30 分	
建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第 4 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者を除く。）	作業の方法に関する知識	土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	5 時間	G
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分	
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1 時間 30 分	